

令和2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分										非開示理由等	局名	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号				5号	6号
1	R2. 2. 4	R2. 4. 3	平成25年度第4回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第1回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第2回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第3回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第4回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第5回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第6回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成25年度第5回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 平成26年度第1回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 平成26年度第2回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 平成26年度第3回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 平成26年度第4回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 平成26年度第5回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 平成26年度第6回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 平成31年度都立高校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託 確認事項（令和元年5月31日、11月20日） 平成30年度 知的研究イノベーター推進校 連絡会 次第 東京リ・スタディ 打合せ資料（平成29年度7月5日）	1														教育庁	教育庁指導部管理課
2	R2. 2. 4	R2. 4. 3	平成28年度都立学校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託 委託契約書 平成29年度都立学校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託 委託契約書 平成30年度都立学校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託 委託契約書 平成31年度都立学校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託 委託契約書 平成29年度 通訳業務委託 請書 平成30年度 通訳業務委託 請書 指導資料「東京リ・スタディ」の原稿 作成委託 委託契約書 令和元年度 思考力・判断力・表現力を問う問題作成講座に係る業務委託 平成25年度第4回 東京都英語教育戦略会議 配布資料 スピーキングテストに係る打合せ記録（令和元年6月5日、6月17日、7月2日、7月4日、7月23日、7月24日、7月29日、8月2日、8月20日、8月21日、8月21日、9月10日、9月18日、10月1日、10月28日、11月1日、11月14日、11月15日、11月22日、12月4日、12月17日、12月19日、令和2年1月8日、1月16日、1月29日、1月30日） 平成31年度都立高校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託 確認事項（平成31年度4月4日、令和元年9月18日） 東京リ・スタディ 第1回部会資料（全体会、英語、国語、数学 平成29年7月12日） 東京リ・スタディ 第2回部会資料（英語、国語、数学 平成29年9月14日） 東京リ・スタディ 第3回部会資料（英語、数学 平成29年10月12日） 平成30年度「ゆめナビプロジェクト研究校」情報交換会 次第 平成31年度「ゆめナビプロジェクト研究校」情報交換会 次第 定期考査問題分析委員会 設置要綱 平成30年9月6日付30教指高第366号「定期考査問題分析委員会 調査委員の委嘱について（依頼）」 令和元年度 思考力・判断力・表現力を問う問題作成講座 企画書 令和元年度 思考力・判断力・表現力を問う問題作成講座（第2回）企画書	1						1	1			1				教育庁	教育庁指導部管理課
3	R2. 2. 4	R2. 4. 3	平成25年度第5回 東京都英語教育戦略会議の議事録 東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）に係る事業者作成打合せ資料（令和元年7月23日、7月29日、8月20日、9月10日、10月28日、11月1日、12月4日、12月19日令和2年1月16日、1月29日、1月30日） 東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）に係る当虚と作成打合せ資料（令和元年8月21日、令和2年1月8日） 東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）問題等検討委員会に係る資料 平成30年度 知的探求イノベーター推進校 連絡会 スライド資料及び配布資料（ワークブック及び試行版下巻） 平成30年度「ゆめナビプロジェクト研究校」情報交換会 パワーポイント資料 平成31年度「ゆめナビプロジェクト研究校」情報交換会 パワーポイント資料				1	1										教育庁	教育庁指導部管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分 (根拠規定) 条例7条											非開示理由等	局名	所管局部課等			
				総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号				5号	6号	7号
6	R2. 2. 28	R2. 4. 28	<p>東京都教育委員会において、別紙1 ●教学高第●号令和●年●月●日開示請求却下通知書)につき、●年●月●日、同●日、同●日の3回に渡り</p> <p>①教育庁総務部法務監察課 ●●●●●● ②都立学校教育部高等学校教育課 ●●●●●● ③同部同課 ●●●●●●</p> <p>話があると言う事で説明がありました。</p> <p>1 話の概要は「同開示請求却下通知書」に同年●月●日に変更決定がなされていて、生活文化局より諮問が怠っていて、進捗できない。主旨の話がありました。(別紙2・別紙3) 従しながら、説明内容が何度確認しても理解できず、各人に対し内容を理解するために</p> <p>①書面による“事実経緯”の説明 ②「職務に関する働きかけについての対応要綱」による「対応記録票」の作成・交付(別紙4) ③別紙2及び別紙3は開示請求者は今まで確認・了知していない為、教育庁において作成して当方に交付(郵送)した“事実”を証明する“証拠”資料等の全て ④布施氏の説明によると「今の状態では、生活文化局で諮問できない。」と表明されていますが、当方は当該事案につき何等関与するものではなく、単に機会的利益の損失を強いられています。当方らが別紙1の「取り下げ申請等」の手続きを実施した“事実”を証明する“証拠”資料等</p> <p>2 当該事案につき ①教育庁内 ②関係他部局 以上①・②の打ち合わせをした“証拠”文書等の全て以上1～3の全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書の全てを開示下さい。以上</p>	-				1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁	教育庁総務部法務監察課
7	R2. 2. 28	R2. 4. 28	<p>東京都教育委員会において、別紙1 ●教学高第●号令和●年●月●日開示請求却下通知書)につき、●年●月●日、同●日、同●日の3回に渡り</p> <p>①教育庁総務部法務監察課 ●●●●●● ②都立学校教育部高等学校教育課 ●●●●●● ③同部同課 ●●●●●●</p> <p>話があると言う事で説明がありました。</p> <p>1 話の概要は「同開示請求却下通知書」に同年●月●日に変更決定がなされていて、生活文化局より諮問が怠っていて、進捗できない。主旨の話がありました。(別紙2・別紙3) 従しながら、説明内容が何度確認しても理解できず、各人に対し内容を理解するために</p> <p>③別紙2及び別紙3は開示請求者は今まで確認・了知していない為、教育庁において作成して当方に交付(郵送)した“事実”を証明する“証拠”資料等の全て</p> <p>以上1～3の全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書の全てを開示下さい。以上</p>	-				1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁	教育庁総務部総務課
8	R2. 3. 31	R2. 4. 14	<p>・令和2年3月13日付31教指高第1011号「春季休業中の生活指導等について(通知)」 ・令和2年3月24日付事務連絡「入学式等における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況についての式典終了時の報告について」</p>		1														教育庁	教育庁指導部管理課
9	R2. 3. 25	R2. 4. 8	<p>令和2年2月28日付事務連絡「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」の簡易決裁 令和2年2月28日付事務連絡「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」の都立学校長宛て発出メール 令和2年2月28日付事務連絡「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」の区市町村教育委員会宛て発出メール 令和2年2月28日付事務連絡「『卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について』の趣旨等について」の簡易決裁 令和2年2月28日付事務連絡「『卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について』の趣旨等について」の都立学校長宛発出メール 入学式や卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の指導に関する資料</p>					1											教育庁	教育庁指導部管理課
10	R2. 3. 25	R2. 4. 8	<p>今春都立校(中等学校等と石神井特支を含む)の卒業式の進行表で、(1)国歌斉唱のないもの、(2)(1)を国歌斉唱のあるものに書き換えたもの(国旗掲揚がなかったけど、加わったものを含む)</p>	-				1											教育庁	教育庁指導部管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
11	R2. 3. 10	R2. 4. 10	28教指企第1415号「平成28年度都立学校の卒業式への職員の派遣について」起案文		1														教育庁	教育庁指導部管理課
12	R2. 3. 10	R2. 4. 10	旅費請求内訳書 (●●●●)			1					1								教育庁	教育庁指導部管理課
13	R2. 3. 10	R2. 4. 10	2014年4月8日(火)実施の都立淵江高等学校入学式に関する以下の文書(都教委の職員について) ・どのような肩書の職員が来たのか ・職務内容は何だったのか ・そのような出張命令の決定の経緯が分かる文書(誰が、いつ、どのように) ・旅行命令簿	-				1											教育庁	教育庁指導部管理課
14	R2. 2. 20	R2. 4. 20	(1)平成27年度 派遣研修(教員研究生・大学院派遣)修了者の研修成果に関する調査について(依頼) (2)平成28年度 派遣研修(教員研究生・大学院派遣)修了者の研修成果に関する調査について(依頼) (3)平成29年度東京都教員研究生修了者の研修成果に関する調査について(依頼) (4)平成30年度東京都教員研究生修了者の研修成果に関する調査について(依頼) (5)平成25・26・27年度教職大学院修了者に関する調査の実施について(通知) (6)平成25・26・27年度教職大学院修了者(現職教員・管理職候補・学部新卒学生)調査報告 (7)教職大学院修了者に関する調査の実施について(依頼) (8)平成26・27・28年度 教職大学院修了者(学部新卒学生・現職教員・管理職候補者)調査報告 (9)平成29年度教職大学院修了者に関する調査の実施について(依頼) (10)平成29年度 教職大学院修了者(学部新卒学生・現職教員・管理職候補者)調査報告 (11)平成30年度教職大学院修了者に関する調査の実施について(依頼) (12)平成30年度 教職大学院修了者(学部新卒学生・現職教員・管理職候補者)調査報告																教育庁	教職員研修センター研修部教育経営課
15	R2. 2. 7	R2. 4. 7	日野台高校校舎改修工事遅延(約1年)原因究明を平成●年●月●日より実施して来ました。 その中で 1 特別教室棟校舎改修工事の不具合発覚による遅延原因の秘匿による虚偽説明 2 同校舎耐震偽装疑惑 3 グランド工事 土壌汚染秘匿 及び虚偽説明 4 情報公開請求妨害 の“事実”が次々と明るみに出ました。 当該校の生徒・保護者、そして付近の住民は、災害の発生の避難場所である当該校が唯一“安全・安心”であると言うことだけ願っています。 私達は、「再発防止の為に」「徹底した原因究明を図る」ためだけを目的に、“生命の安全”を担保する証明となる“証拠”を“説明責任のある東京都”より「知る権利のある我々都民」に公文書により開示をすることを要求します。以上 東京都は、平成27年10月日野台高校特別教室棟校舎改修工事を計画し、施工を開始しました。 1 東京都は、当該校の改修工事を計画した際、建物取壊し、更地にして再建築を選択しませんでした。その意思判断形成に至った報告書、連絡書、各種会議等(名称の如何を問わず、他部局との打ち合わせ等含む。)の資料等 (2) 当該校舎の改修工事の決断に至った意思判断形成の証明となる全ての“証拠”(構造計算書、耐震工事調査報告書等名称の如何を問わず。) 尚、この開示決定内容が、東京都が当該校の再建築でなく、既存校舎改修工事の意思判断決定の唯一の“証拠”資料と断定されることを確認します。 (3) (2)の開示決定項目で、通常一般の改修項目に必要な資料等で何故か紛失等で存在しない資料(例 構造計算書・耐震工事調査報告書等) 2 東京都は、平成17年当該特別教室棟の耐震補強工事を実施したと称しています。 これに先立つ平成13年当該教室棟の耐震性能の調査を実施し、その値・データの標準値に満たない状態を把握した上で、平成17年の耐震補強工事を実施したと称していますが、単に工事を実施した資料しか保有していなく、その耐震性能上の安全性を担保する“証拠”(数値、データ等)がない状況で「安心・安全」と主張する理由・根拠となる法令・条例・学術的及び建築学会での公式見解等を開示下さい。	-															教育庁	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
16	R2. 2. 7	R2. 4. 7	<p>東京都は、平成27年10月日野台高校特別教室棟校舎改修工事を実施し、翌28年6月柱のジャンカ（東京都は否定）により工事が止まり、その後、調査、補強工事、従来の改修工事の再開により約1年当初の完成時期より遅延により生徒に当初の約束を破り機会的損失を与えました。</p> <p>東京都は、恐ろしい事に、今尚、不具合の原因を「原因特定ができていない。」と表明し、にもかかわらず工事を実施して不具合原因の“事実”を秘匿し続けています。</p> <p>1 当該校舎完成から、改修工事の為に生徒がプレハブ校舎に移る平成27年迄、当該校舎が耐震性性能上の安全性が確保されていた具体的な証明となる“証拠”資料等。</p> <p>(2) 同1における安全性が確保されていなかった具体的な証明となる“証拠”資料等</p> <p>2 当該校舎の改修工事の判断は、東京都のミスだと認める“証拠”資料等</p> <p>(2) 同2判断は、東京都は何等ミスなどなく、同校生徒住民は●●が何度も生徒・保護者の前で宣言する「日野台高校は安全・安心です。」と主張する“証拠”資料等</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等を開示下さい。以上。</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する計画及びこれに関する構造計算書等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っているが、開示請求書1(2)については、1の公文書が特定されることにより、現にその公文書が存在しないことが明らかとなる開示請求を行うものであり、開示請求2及び2(2)については、実施機関の判断や職員の言動の理由及び根拠を問うものであり、当該言動の理由及び根拠について、個々に対応する公文書が存在するとは通常考えられないことから、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。</p> <p>また、開示請求書1については、実施機関において過去に開示請求決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断させ、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
17	R2. 2. 12	R2. 4. 10	<p>(別紙1 ●財建施二第●号令和●年●月●日「弁明書」)によると、(別紙2 ●総経法査第●号の●令和●年●月●日「審査会諮問通知書」)の公文書件名各1・2・3・4・「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」平成●年●月●日の各公文書は「東京都教育委員会が作成しており」と記載されています。</p> <p>1 これら全ての作成した“事実”を証明する“証拠”資料等。</p> <p>(2) 1を作成した“証拠”となる全ての決裁文書。</p> <p>以上全ての“事実”を証明する“証拠”資料等を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。開示請求者は、これまでも本件改修工事に関する都立日野台高等学校近隣住民及び同校生徒・保護者に対する説明会等について、複数回にわたり反復して開示請求を行っているが、開示請求書1及び1(2)については、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断させ、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
18	R2. 4. 2	R2. 4. 15	2014年3月1日(土)実施の都立淵江高等学校第41回卒業式に関する以下の文書(東京都教育委員会の職員について)	-															<p>・請求に係る公文書は保存期間超過により廃棄済みで存在しないため</p>	教育庁	教育庁指導部管理課
19	R2. 4. 2	R2. 4. 15	令和2年度東京都立学校における使用補助教材一覧	243	1														教育庁	教育庁指導部管理課	
20	R2. 4. 6	R2. 4. 15	(1) 令和2年2月26日付31教総総第2347号「新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について(通知)」 (2) 上記(1)を送信した際のメール文	12	1														教育庁	教育庁総務部総務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部署等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
21	R2. 4. 14	R2. 4. 28	都立府中高等学校外2校 床及び窓ガラス等清掃委託	30		1													学校の施設や教室の配置等、建物内部の詳細がわかる図面については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	教育庁	西部学校経営支援センター管理課
22	R2. 4. 6	R2. 4. 20	都立晴海総合高等学校(31) 武道場天井その他改修電気設備工事 都立晴海総合高等学校(31) 武道場天井その他改修工事 都立清瀬高等学校(31) 高置水槽改修工事 上記の工事設計内訳書・共通費算定書・特記仕様書	90		1														教育庁	教育庁都立学校教育部営繕課
23	R2. 4. 6	R2. 4. 20	都立立川ろう学校(西31) 照明改修工事 上記の工事設計内訳書・特記仕様書	3		1														教育庁	西部学校経営支援センター管理課
24	R2. 4. 6	R2. 4. 20	都立立川ろう学校(西31) 照明改修工事 上記の共通費算定書					1											当該文書については、本案件において作成しておらず、該当となる文書が存在しないため	教育庁	西部学校経営支援センター管理課
25	R2. 4. 6	R2. 4. 20	都立足立西高等学校(31) 武道場天井その他改修電気設備工事 都立深沢高等学校(31) 武道場天井改修電気設備工事 都立園芸高等学校(31) 果樹園(玉川農場)改修工事 都立足立西高等学校(31) 武道場天井その他改修工事 上記の工事設計内訳書・共通費算定書・特記仕様書	197		1														教育庁	教育庁都立学校教育部営繕課
26	R2. 4. 6	R2. 4. 20	都立石神井特別支援学校(31) 放送設備その他改修工事 都立中野工業高等学校(31) 支障処理機械設備工事 都立園芸高等学校(31) 果樹園(本校舎)改修工事 都立飛鳥高等学校(31) 武道場天井その他改修工事 上記の工事設計内訳書・共通費算定書・特記仕様書	235		1														教育庁	都立学校教育部営繕課
27	R2. 4. 20	R2. 4. 30	令和2年3月26日公開の都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年(令和元年12月31日現在)の評定状況の調査結果における「中学校等別評定割合(個票)」	14		1														教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
28	R2. 4. 22	R2. 4. 30	「都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年(令和元年12月31日現在)の評定状況の調査結果について」に添付されている「中学校等別評定割合(個票)」で、個別の中学校名が記載されている資料。	14		1														教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
29	R2. 4. 22	R2. 4. 28	都立六本木高等学校(31) 武道場天井その他改修電気設備工事 都立野津田高等学校(31) 受変電設備改修工事 上記の諸経費計算書	6		1														教育庁	都立学校教育部営繕課
30	R2. 3. 27	R2. 4. 3	令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合(個票) - 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況 - 調査対象623校(中等教育学校、義務教育学校を含む。)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校			1														教育庁	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
31	R2. 3. 27	R2. 4. 3	令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合(個票) - 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況 - 調査対象623校(中等教育学校、義務教育学校を含む。)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校			1														教育庁	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
32	H31. 4. 2	R2. 4. 5	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合(個票) - 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況 - 調査対象624校(中等教育学校、義務教育学校を含む。)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校			1														教育庁	教育庁都立学校教育部高等学校教育課